

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年10月28日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：宮城県大崎市及び加美郡加美町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大75,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月 7日
環境大臣意見受理	令和元年10月18日
経済産業大臣意見	令和元年10月28日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業計画段階環境  
配慮書」に対する意見

1. 総論

本事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、宮城県が実施した環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28年度及び平成29年度)」(以下「ゾーニングモデル事業」という。)において「風力発電導入可能性エリア(鳴子・岩出山エリア)」として示された区域を参考に設定されており、今後の事業計画の検討に当たり、以下の措置を講じた上で、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施することにより、本事業に係る環境の保全について適正な配慮が確保されることが期待される。

- (1) 引き続き宮城県等と協議を積極的に実施した上で、ゾーニングモデル事業において示された留意事項等に則し、事業内容を適切に検討すること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電事業等が環境影響評価手続中であることから、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

2. 各論

- (1) 宮城県が実施したゾーニングモデル事業では、居住地から500m以内の地域を「風力発電導入可能性エリア」から除外している。本事業では、最寄り住居が約100mに存在しているものの、風力発電設備の配置等の検討に当たり、騒音及び風車の影に

よる生活環境への影響が回避又は十分に低減される離隔距離を確保することとしている。今後の事業計画の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見や情報等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 宮城県が実施したゾーニングモデル事業では、「宮城県猛禽類生息状況調査報告書(環境影響生物基礎調査業務)」(平成28年1月宮城県)において確認された希少猛禽類の営巣地等から一定程度の距離を「風力発電導入可能性エリア」から除外している。今後の事業計画の検討に当たっては、ゾーニングモデル事業の留意事項等に則して検討しつつ、専門家等からの助言を踏まえ、希少猛禽類であるクマタカやイヌワシのほか、ガン・カモ類、ハクチョウ類及び猛禽類の主要な渡り経路に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

(3) 想定区域の周辺には、栗駒国定公園の公園計画において利用施設と位置づけられている「鳴子峡」や「鳴子公園」等が存在し、特に「鳴子峡」は、宮城県が実施したゾーニングモデル事業の留意事項等においても主要な眺望点として記載されている。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、当該留意事項等に則して検討しつつ、現地調査により、主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。